

次の年齢の方は、町が実施する胃がん・大腸がん・肺がん 子宮がん・乳がん検診を無料で受診できます

下記年齢に該当する方に、町で実施する胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん検診を1回に限り無料で受診できるクーポン券を配布しています。クーポン券に同封された受診案内をご確認のうえ、忘れずに受診しましょう。

クーポン券は町の集団検診で利用できます。ただし、職場検診（職域の人間ドックを含む）を受診される方は、本事業によるがん検診ではなく、保険者等による検診を優先してください。

子宮がんと乳がんの 無料クーポン券対象の方へ

子宮がんと乳がんのクーポン券は、医療機関でがん検診を受診する際も利用することができます。平成28年12月28日までの間に1回に限り無料で受診できます。

受診する医療機関の予約等については、クーポンに同封のお知らせをご覧ください。

■「がん検診無料クーポン券」対象者

検診項目	生年月日	対象年齢 (年度内年齢)
胃がん検診	昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	41歳
	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日	46歳
	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	51歳
	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	53歳
	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	55歳
	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	57歳
	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	59歳
大腸がん検診	昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	41歳
	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日	46歳
	昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	51歳～55歳
肺がん検診	昭和26年4月2日～昭和31年4月1日	61歳～65歳
乳がん検診	昭和45年4月2日～昭和51年4月1日	41歳～46歳
	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	51歳
	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	56歳
	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	61歳
子宮がん検診	平成7年4月2日～平成8年4月1日	21歳
	平成2年4月2日～平成3年4月1日	26歳
	昭和55年4月2日～昭和61年4月1日	31歳～36歳
	昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	41歳

・年齢は平成29年4月1日を基準日としています。

・クーポン券は「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(国)」「がん検診受診率向上支援事業(県・町)」に基づき交付しています。

各種検診・クーポン券などに関するお問い合わせ●美郷町保健センター ☎ 0187(84)4900

協会けんぽの保険加入者の扶養親族の方へ

全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入者の扶養家族の方も、美郷町の早朝総合健診や各種がん検診を受診することができます。

対象者●協会けんぽの被扶養者のうち、40歳～74歳の方

持ち物●協会けんぽが発行する特定健康診査受診券、保険証
料 金●自己負担が掛かりますので、協会けんぽにご確認ください。

その他●採尿容器をお渡ししますので、事前に美郷町保健センターにお知らせください。

問●全国健康保険協会(協会けんぽ) 秋田支部 保健グループ ☎ 018(883)1893

国民健康保険への届出は速やかに

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課医療保険班で手続きしてください。

■必要書類

国民健康保険に加入するとき

- ・ 社会保険資格喪失証明書(職場から発行されます。)
- ・ 認め印 ・ 加入する方の個人番号が分る書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書

国民健康保険を脱退するとき

- ・ 職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 認め印 ・ 脱退する方の個人番号が分る書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書

■加入の届出が遅れると

- ・ 被保険者証がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届出が遅れると

- ・ 職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国民健康保険の被保険者証を使った場合は、負担した医療費を返していただくことになります。
- ※お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。
- ※職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中である旨を医療機関等に申し出てください。

平成28年度国民健康保険・後期高齢者医療 人間ドック等助成金制度をご利用ください

美郷町国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方を対象に、人間ドックまたは脳ドックの費用の一部を助成しています。早朝総合健診を受診できなかった方や、初めてドック

を受診したい方など、平成28年度中にドックを受診を希望する方は町福祉保健課医療保険班までお問い合わせください。
※全ての医療機関でのドック受診が対象です。

■美郷町契約健診機関

対象	美郷町国民健康保険加入者(40歳~74歳)	後期高齢者医療加入者(75歳以上)
人間ドック	秋田県総合保健センター、大曲厚生医療センター、平鹿総合病院、大曲中通病院、横手市立大森病院	大曲厚生医療センター、大曲中通病院、横手市立大森病院
脳ドック	大石脳外科クリニック	大石脳外科クリニック

※平成28年度の人間ドック等助成への申込期限は平成28年12月までです。

①上記契約健診機関で受診する場合

ドック費用額から助成金が差し引かれて請求されます

②上記契約健診機関以外で受診する場合

ドック費用を全額支払った後町から助成金を交付します

①、②のいずれの場合も、ドック受診前に必ず「人間ドック等助成金申請書」を提出してください。助成金の申請書は町福祉保健課および六郷・仙南の各出張所に備えています。

美郷町国民健康保険加入者の皆さまへ 交通事故に遭ったら国民健康保険に届け出を!

交通事故などで負傷したことが原因で医療機関での治療を受けたときは、被害者の医療費は加害者が負担します。原則として国民健康保険は使用できません。

しかし、加害者がすぐに医療費を支払えないなどの場合には、被害者が一時的に国民健康保険を使用して、加害者が負担すべき医療費を国民健康保険で立て替えることもできます。この場合、届け出が必要です。

交通事故に遭ってしまった場合は警察に届け出ると同時に、下記まで届け出をしてください。

相手方のない自損事故の場合でも、届け出が必要です。

届け出に必要なもの●

- 国民健康保険被保険者証、印鑑、交通事故証明書
- 個人番号の分かる通知カード等、運転免許証等

示談の前に届出を!

下記へ届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談交渉をしたりしてしまうと、国民健康保険が使えなくなることがあります。示談交渉をする前に必ず届け出をしてください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907